

## 若者の人材育成に取り組む事業主を支援する 「若者チャレンジ奨励金」の制度がスタート！

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習や座学を組み合わせた訓練を実施する事業主に奨励金を支給する「若者チャレンジ奨励金（若年者人材育成・定着支援奨励金）」制度が平成25年3月18日にスタートしました。

本奨励金は、若年者的人材育成と企業への定着に取り組む事業主を支援するもので、平成25年度末までの時限措置です。

### ◆若者チャレンジ奨励金

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた訓練(若者チャレンジ訓練)を実施する事業主に若者チャレンジ奨励金を支給します。奨励金は、正社員としての雇用経験などが多く、職業能力形成の機会に恵まれない若者を、

- ・新たに有期契約労働者として雇い入れて訓練を実施する、または、
- ・既に有期契約労働者等として雇用している若者に訓練を実施する

場合に活用できます。

なお、1年度に計画することができる訓練の上限は、60人月（※1）となります。

（※1）人月とは、（受講者数×訓練月数）の合計をいいます。  
例）3人に3か月の訓練を実施する場合=9人月

派遣先事業主が、派遣元事業主と訓練実施計画を共同で作成し、紹介予定派遣（※2）により受け入れる派遣労働者を自社の正社員として雇用することを前提に訓練を実施する場合は、派遣先事業主に奨励金が支給されます。

（※2）派遣先企業において一定期間就労したのち、その企業と派遣された労働者双方が合意した場合に正社員や契約社員などの直接雇用形態に切りかえることを前提として行われる労働者派遣。

### ◆奨励金の種類と支給額

奨励金は2種類でその内容等は以下の通りです。

|           |   |
|-----------|---|
| 訓練<br>奨励金 | 訓練実施期間に訓練受講者1人1月当たり15万円                                       |
| 正社員雇用奨励金  | 訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人当たり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円（合計100万円） |

### ◆若者チャレンジ訓練の対象者

対象は、35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者です。

- ・過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者などであって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カード（下記参照）の交付を受けた者
- ・訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者など  
なお、新規学校卒業予定者および新規学校卒業者は、原則として卒業日が属する年度の3月31日まで若者チャレンジ訓練の対象者として募集することができません。

### ◆ジョブ・カードとは

ジョブ・カードは、①履歴シート、②職務経歴シート、③キャリアシート、④評価シート、の4つのシートからなるファイルです。

①から③のシートは、正社員採用やキャリア・アップを目指す若者が登録キャリア・コンサルタ

ント（※3）によるキャリア・コンサルティングを受けながら作成します。これらのシートを作成することにより、自己の職業能力などに対する理解を深め、訓練に対する意識を高めることができます。

④のシートは、訓練受講者の訓練成果を評価するためのシートです。訓練を実施した企業などが訓練受講者に交付します。

（※3）登録キャリア・コンサルタントとは、ジョブ・カードを交付することができるキャリア・コンサルタントとして厚生労働省または登録団体に登録された人です。ハローワークやジョブ・カードセンターなどに所属しています。

### ◆若者チャレンジ訓練の主な要件

|             |  |
|-------------|--|
| 訓練内容        | 自社内での実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせた訓練であって、全体の訓練時間にOJTの占める割合が1割以上9割以下であること。                  |
| 訓練時間        | 1か月当たりに換算した訓練時間数が130時間以上であること。   |
| 訓練期間中の労働条件  | 訓練受講者の訓練期間中の主要な労働条件（就業時間、休日および賃金形態）が訓練受講者を正社員として雇用する場合と同じであること。<br>※派遣先事業主は一部要件が異なります。 |
| 訓練期間        | 3か月以上2年以下であること。<br>※派遣先事業主は一部要件が異なります。   |
| カリキュラム      | 実習（OJT）と座学（Off-JT）のそれぞれについて、訓練科目名、実施内容、実施時間等が明確に示された訓練カリキュラムを作成すること。                   |
| ジョブ・カード     | ジョブ・カード様式4（評価シート）を作成し、それによって訓練受講者の職業能力の評価を行うこと。  |
| 訓練計画の作成について | 奨励金の支給を受けようとする事業主は、上記の要件等に該当する訓練の実施計画を作成し、労働局長の確認を受けた上で、その計画に基づき訓練を実施する必要があります。        |

|       |  |
|-------|--|
| 不支給要件 | OJTとOff-JTの両方またはどちらか一方について、実際に実施した時間数が計画した時間数の8割を下回る場合は、奨励金は支給されません。 |
|-------|--|

### ◆訓練カリキュラムの内容等

#### ・OJTの定義

適格な指導者の指導の下で、事業主が行う「業務の遂行の過程内」における実務を通じた実践的な技能およびこれに関する知識の習得に係る職業訓練。

#### ・OFF-JTの定義

生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる（事業内または事業外の）職業訓練のことです。

#### ・対象とならない訓練

普通自動車（自動二輪）運転免許の取得のための講習や日常会話程度の語学習得のための講習など、職業・職務に間接的に必要となる知識・技能を習得させる内容のもの（職務に直接関係しない訓練）や趣味教養を身につける目的のものは対象となりません。

厚生労働省は、平成25年度、若年者・非正規雇用労働者の就職や能力開発を促進するため、本奨励金をはじめとする各種事業により、人材の育成等に取り組む事業主を支援しています。

優秀な人材を確保するとともに従業員の労働意欲を向上させるため、これらの支援策を有効に利用されてはいかがでしょうか。

なお、若者チャレンジ奨励金は平成25年度末までの時限措置です。また、支給額が予算額に達する見込みとなった時点で、申請の受付が中止されますので、ご注意ください。

奨励金の詳細や手続きなどは都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。